

令和 7 年第 2 回五城目町議会定例会議事日程 [第 4 号]

令和 7 年 6 月 16 日 (月) 午前 10 時 00 分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 教育民生常任委員長報告

日程第 3 議案第 45 号 五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第 46 号 五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第 47 号 五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 議員派遣の件について

3 閉会

令和7年五城目町議会 6月定例会会議録

令和7年6月16日午前10時00分五城目町議会6月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井 和歌子	2番 小玉 正範
3番 伊藤 信子	4番 石川 交三
5番 中村 司	6番 佐沢 由佳子
7番 石川 重光	8番 松浦 真
9番 工藤 政彦	10番 椎名 志保
11番 斎藤 晋	12番 石井 光雅
13番 佐々木 仁茂	14番 館岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川 滋	副町長	澤田石 清樹
教育長	畠澤 政信	総務課長	東海林 博文
まちづくり課長	柴田 浩之	会計管理者兼 税務会計課長	小玉 洋史
議会事務局長	千田 純子	農林振興課長	石井 忠大
商工振興課長	鳥井 隆	建設課長	小野 亨
学校教育課長	小玉 重巖	生涯学習課長	工藤 晴樹
住民生活課長	石井 一	健康福祉課長	館岡 裕美
消防長	佐々木 貴仁	総務課課長補佐	大石 靖宜

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田 純子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） おはようございます。

令和7年6月定例会において当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案8件、関係部分を含む報告が3件、陳情が2件であります。

はじめに、議案第36号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、国民健康保険の安定的な財政運営を確保するとともに、国民健康保険加入者の負担軽減を図るため、当該条例の一部を改正するものであります。

当議案は、総務産業常任委員会に付託されたものであります、今定例会冒頭、議会運営委員長報告のとおり、教育民生常任委員会との連合審査会を6月12日午前10時から4階大会議室において開催しておりますので、まずは連合審査会について報告いたします。

出席委員は、14名全員であります。参与に、東海林総務課長、小玉税務会計課長、館岡健康福祉課長をはじめ関係職員。書記には、税務会計課 吉岡係長を指名し、会議に入っております。

委員からの質疑は、1. 納付金の推移と将来の見通しについて。2. 医療費指数と納付金算定について。3. 基金と繰越金の取り扱いについて。4. 特定健診受診率向上について。5. 税率改正と安定運営について示されました。

質疑と答弁を要約すると、県は、令和15年までに納付金ベースで保険料水準を全国統一する方針ですが、完全統一には課題が多く、具体的な数字は示されておりません。来年度の納付金は、令和6年度並みに引き上げられ、以降は同額の見込みですが、県の方針次第で変動する可能性があります。令和9年度の納付金シミュレーションは、令和

8年度に同額の約2億2,470万円で、県全体の納付総額調整のため、町側では計算できません。基金は、令和7年度に2,400万円繰り越され、令和8年度は1,500万円ほど取り崩される予定です。税率改正は、乱高下を避けるため、令和9年度までは現行税率で、その後は毎年見直し検討が必要となります。

健診受診率低迷と医療費削減対策として、早期発見の重要性が強調されました。レセプト調査は国保連へ委託しており、繰越金と基金の違い、国民健康保険事業納付金と保険納付金の差額、税率見直し、基金残高の必要性、健診受診率向上策、国保歳入の存置計上について議論されました。

以上をもちまして、委員からは、納付金の見通し、医療費指数の影響、基金の活用状況、特定健診の受診率向上策、税率改正の必要性など、多岐にわたる質疑がありました。

町当局は、現状に基づいたシミュレーション結果とともに、今後も毎年度の運営状況を注視し、適切な対応を行う姿勢を示されました。

約1時間30分かけて審議し、連合審査はここで終了となっております。

なお、議案第36号の採決については、付託となった総務産業常任委員会で行うこととし、散会しております。

引き続き、午後1時より当委員会室において総務産業常任委員会の会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は、7名の全員であります。参与には、東海林総務課長、柴田まちづくり課長、小玉会計管理者兼税務会計課長、千田議会事務局長、石井農林振興課長、鳥井商工振興課長、小野建設課長はじめ関係職員。書記には、建設課 北林主事、税務会計課 吉岡係長、農林振興課 渡邊主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第36号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案については、教育民生常任委員会との連合審査会において十分に審査されました。よって、そのほかに特に意見もなく、議案第36号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第37号、町道の路線認定についてであります。

本案は、県道秋田八郎潟線町村地内の旧県道部分の移管された一部を認定しておりましたが、全部を認定するため、路線延長の変更及び終点位置変更認定をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求められたものであり

ます。

委員からは、認定部分について詳細を問う質疑があり、当局からは、路線認定については、県道路課の指摘を受け、移管された部分全てを町道として町で管理することに決定しました。車は通行不可ですが、馬場目浄水場の取水井戸へのアクセス確保のため、歩行可能な状態にする予定であるとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第37号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第38号、専決処分（第3号）の承認を求めるについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関係部分の一部改正について専決処分したものであり、議会に報告し承認を求められたものであります。

特に意見もなく、議案第38号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

議案第39号、専決処分（第4号）の承認を求めるについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関係部分の一部改正について専決処分をしたものであり、議会に報告し承認を求められたものであります。

委員からは、基礎となる課税額の限度額が引き上げられたということかとの質疑に対し、当局からは、医療分の限度額が「65万円」から「66万円」、後期高齢者支援交付金が「24万円」から「26万円」に引き上げられたものであるとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第39号は、全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第10号）の関係部分についてであります。

本案は、令和6年度五城目町一般会計において、去る2月末発生の岩手県大船渡市の

山林火災へ派遣した緊急消防援助隊にかかる経費、3月末の屋内温水プール給水管漏水の修理に関する経費について、令和7年3月25日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、議会に報告し承認を求められたものです。

特に意見もなく、議案第40号の関係部分は、全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第41号、専決処分（第5号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第11号）の関係部分についてであります。

本案は、令和6年度五城目町一般会計において、人件費の値上がりの影響による、もりやまこども園への給付費負担金の精算、商品券事業、災害復旧事業等の繰越額の確定などのため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、議会に報告し承認を求められたものです。

委員からは、過年度公共土木施設災害復旧事業費、国庫負担金返還金について内容を問う質疑があり、当局からは、廣徳寺橋の災害復旧工事の架設道路を幅員4mで請求したが、国庫負担金の対象となる幅員は3mのため、1m分を返還するものであるとの答弁がありました。

また、物価高騰対策であったオール五城目応援商品券は、5月いっぱいの利用だったと思いますが、課金率のデータは出ているのかとの質疑があり、当局からは、6月10日現在、課金率は98.25%で、最終的には99%近くに達すると予想されるとの答弁でした。

農地農業用施設災害復旧費だが、実際にまだ令和5年災の未完了の箇所があるのかなどの質疑があり、農地農業用施設災害復旧の状況については、令和5年災の農地復旧は北ノ又地区と落合地区の2か所で、落合地区は馬場目川の河川災害復旧を待っている状況です。国庫補助対象外の小規模災害の復旧も数か所残っています。農地復旧工事については、令和7年6月12日時点で、作付け制限は令和7年度までで、令和8年度からは作付け可能となる見込みであり、3年間作付けできない場合は、農家がリスクを負うことになるとの答弁でした。

ほかには特に意見もなく、議案第41号の関係部分は、全会一致で承認すべきものと決しております。

続きまして、報告第1号、令和6年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書の関係部分についてであります。

委員からは、川端通り線の沈下は様々な影響によるものと聞きましたが、今回の改良工事で二度と沈下が起きないようになったのか。また、近隣住民の車庫の中も沈下の影響を受けているが、次回の工事で車庫の沈下も対応するのかとの質疑があり、当局からは、根本的な原因は不明であり、二度と沈下が起きないような対策ではありませんが、沈下した部分を戻す工事を実施したものです。また、近隣住民の車庫の沈下への対応は、現時点では考えていませんが、今後検討するとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、報告第1号の関係部分は、全会一致で報告済みと決しております。

次に、報告第2号、令和6年度五城目町一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

委員からは特に意見もなく、報告第2号は、全会一致で報告済みと決しております。

次に、報告第3号、令和6年度五城目町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

委員からは、埼玉で起きた陥没事故のような大規模な事故につながる危険性がある箇所を把握しているのか。国から古い管の調査依頼などは来ていないのか。管が波打っている箇所はないのかとの質疑があり、当局からは、五城目町の管は細く、それほど深い場所に埋まっていないため、大規模な陥没につながるほどの危険性はないと思われます。下水道法により腐食の可能性が高い管を5年に一度点検する旨、規定されていることから、カメラ等による点検を実施しています。埋設時に完成検査を行っていて、鏡やライトなどを使用し確認しているため、問題はありませんとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、報告第3号は、全会一致で報告済みと決しております。

続きまして、議案第42号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

委員からは、特別職活動費、県知事に同行し、台湾へ向かうとのことですが、その内容と日程についての質疑があり、当局からは、知事が台湾で行うトップセールスに同行するもので、日程は8月17日から21日までの5日間であると答弁がありました。

また、委員からは、五城目町からも何かしらの特産品等を出品するのかとの質疑がありましたが、当局からは、今回町長が初めて参加するものであり、台湾からの来町者受け入れが可能かなどの調査をする目的となっているとの答弁でした。

また、研修費43万円の内訳と台湾訪問はいつ頃決まったのかとの質疑があり、当局

からは、昨年、前知事が訪問された際に約40万円であったことによる予算計上であるとのこと。訪問の決定については、予算査定を行っている際に井川町長より話をいただき、決定したものであるとの答弁でした。

町功労者式典の委託料を問う質疑があり、業務処理等委託料は、マットのレンタルを想定しており、マットの設置・撤去・運搬の諸経費一式であるとの答弁でした。

また、式典の参考範囲は決まっているのかとの質疑に対し、当局からは、会場は第一体育館を予定しているため、60周年の際と同規模の方々にお声がけをすることを検討しており、また、式典は趣向を凝らすなど、現在動画を作成中であるとの答弁でした。

コミュニティ事業補助金はどういったものかとの質疑があり、当局からは、高千町内でコミュニティ助成事業が採択されたもので、除雪機や集会所の中のエアコンや机、椅子等の購入費用であるとの答弁がありました。

馬城台のトイレの洋式化とあるが、トイレの利用者はいるのか。馬城台にトイレは必要なのか。管理にお金がかかるなら、なくてもよいと思うが、との意見がありましたが、利用者がいるため必要であり、廃止すべきではないという意見も出されました。当局からは、馬城台のトイレが完成してから時間が経っているため、施設の見直しなどをする際に廃止の意見も加味しながら検討してまいりたいとの答弁がありました。

地方創生関連事業補助金について、150万円の内訳と詳細についての質疑があり、当局からは、起業者への上限50万円の補助金を3団体計上しているものであり、今年度の起業見込みが5件で、うち3件については既に交付決定がなされています。また、残りの2件に関しても、間もなく申請がなされるとの見通しとなっており、そのため、追加で申請があった場合、予算不足となってしまうことから、3件分の補正予算を計上させていただいたものであるとの答弁がありました。

林道補修事業の工事請負費561万円については何の工事かとの質疑があり、森山猿田沢線、林道家ノ沢線の法面崩壊などによる予算計上であるとの答弁でした。

また、夢ある園芸産地創造事業補助金については、杉沢ファーミングの低温貯蔵庫購入に対する補助金であるとの説明がありました。

団体営土地改良事業の内容を問う質疑があり、当局からは、高崎館越地区のほ場整備における現況平面図を作成するための調査設計等委託料であるとの答弁がありました。

ほかに特に意見もなく、議案第42号の関係部分は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第44号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

委員からは特に意見もなく、議案第44号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

ここからは陳情でございます。

当委員会に付託された陳情は2件であります。

陳情受理番号第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてであります。

陳情の趣旨は、地方公共団体は、少子高齢化、人口減少、DX、脱炭素化、物価高騰、災害、感染症対策など、多岐にわたる役割を担っていますが、人員不足と疲弊が深刻です。政府は、地方一般財源を前年度水準で確保してきましたが、増大する行政需要と人員不足に対応するため、2026年度以降は積極的な財源確保と人件費の確保が必要であり、賃上げ基調に相応する地方財政の実現を強く求められたものであります。

委員からは反対意見もなく、願意を了承し、陳情受理番号第5号は、全会一致で採択すべきものと決しております。

続いて、陳情受理番号第6号、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書の採択を求める陳情書についてであります。

陳情の趣旨は、再審請求の趣旨を強調し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を要請します。現行の制度では、無実の人が誤った裁判から迅速に救済されることが困難であり、長年にわたる自由の剥奪や家族との離別など、取り返しのつかない被害が生じています。袴田事件や福井女子中学生殺人事件で見られたように、検察の不服申し立てや裁判所の裁量により審理が長引くことが多く、基本的なルールの欠如も問題となっています。したがって、迅速な再審手続きを確保するために、法的枠組みの改善を強く求められたものであります。

委員からは反対意見もなく、願意を了承し、陳情受理番号第6号は、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第40号関係部分、議案第41号関係部分、報告第1号関係部分、議案第42号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと・・・11番斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 国保の39号でしたっけ、36号、36号に反対いたします。

○議長（石川交三君） ただいま議案第36号について、11番斎藤晋議員より発言がございました。ほかに異議のある方ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 議案第36号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、ただいま異議がございました。

まずははじめに、改めて申し上げますが、ただいま異議がありました。議案第36号、議案第40号の関係部分、議案第41号関係部分、報告第1号関係部分、議案第42号関係部分を除く各案件については、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議なしです。分かりました。次に、よって、議案第37号、議案第44号は原案を可決と決します。議案第38号、議案第39号は原案承認と決します。報告第2号、報告第3号は報告済みと決します。陳情第5号、陳情第6号は採択と決します。

次に、議案第36号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第36号について討論ございますか。11番

○11番（斎藤晋君） 36号に示されたシミュレーションでいきますと・・・

○議長（石川交三君） ちょっと11番斎藤議員、討論するんであれば、討論の賛成討論、反対討論を明言していただいて壇上でお願いします。

○11番（斎藤晋君） 反対討論をしたいと思います。

○議長（石川交三君） はい、分かりました。ほかに討論者いらっしゃいますか。10番椎名議員

○10番（椎名志保君） 賛成討論をいたしたいと思います。

○議長（石川交三君） はい、分かりました。

それでは、これから討論を行います。

まず反対者の討論を最初に行います。次に賛成の方の討論をお願いをいたします。

まず最初に反対討論を 11 番斎藤晋議員、討論を許します。11 番斎藤議員、壇上で。

○11 番（斎藤晋君） 反対討論を行いたいと思います。

趣旨、それから下げることに關しては、私は認めたいと思います。しかし、今年、何でしたっけ・・・今年の結果、今年じゃないですね、言葉が出てこないですね、1 億円以上の余りが出ることに皆さんもお気づきだと思います。町と前にいろいろ話して、残りは 6,000 万円、違う、残りじゃないですね、何というんでしたっけ、基金ですね、基金は 6,000 万円程度が妥当であるというふうに言われておりますが、1 億円、そのぐらいが残る。それから、それはやはり 6,000 万円に近づけるべきだというふうに思います。

それと、我々に示されたあのシミュレーションについて、県から申し出があったということですけども、県が示したのは最大値だと思われます。それを 2 年連続その数字を用いてシミュレーションを作り、5,500 万円ぐらいのマイナスになるというそういう予想も立てております。5,500 万円、それになるはずがないという私は予想を、予想っていうか考え方をしております。やはりシミュレーションであっても、もっと正確な数字、そういうものを出すべきだと思いますし、作為的なそういうものも感じられましたので反対したいと思います。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 次に、賛成者の討論を許します。10 番椎名志保議員

○10 番（椎名志保君） 議案第 36 号について賛成討論を行います。

このたびの国保税率の改正案については、全員協議会での資料に加え、改正案での税率にした場合の保険税額が実際どうなるのかがモデルケースにより示され、さらに今後 3 年間のシミュレーションにより、基金を活用しながら加入者の負担を抑え、安定的な運営に努力していくという当局の考えが理解できました。また、審査の中で、健康増進となる保健事業の拡充、75 歳で後期高齢者医療に移行することから税率の見直しを今後毎年行っていくといった意見の一致が見られました。

よって、本議案を可決することに賛成いたします。

○議長（石川交三君） ほかに討論はございますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 討論は終わったものと認めます。

これより議案第36号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、採決をいたします。採決の方法は起立によって行います。議案第36号に対する委員長の報告は可決です。議案第36号について、委員長の報告のとおり原案可決に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（石川交三君） 結構です。着席ください。起立少数です。あ、失礼しました。起立多数です。したがって、議案第36号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決と決します。

よって、先ほども申し上げましたが、改めて宣告いたしますが、議案第36号、議案第37号、議案第44号は原案を可決と決します。議案第38号、議案第39号は原案承認。報告第2号、報告第3号は報告済みと決します。陳情第5号、陳情第6号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第4号、委員会提出議案第5号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 委員会提出議案第4号、地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

地方公共団体には、極めて多岐にわたり新たな役割が求められており、加えて多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足している。政府は「骨太方針」に基づき、地方一般財源の水準を確保する姿勢を示してきたが、増大する行政需要と不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から積極的に踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現することを求めるものであります。

意見書（案）と提出先は資料に添付してありますので、よろしくお願ひします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第4号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第5号、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。9番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 委員会提出議案第5号、再審法改正（刑事訴訟法の一部改正）の意見書について、提案理由を申し上げます。

現行の刑事訴訟法では、審理の進め方、証拠請求と開示、事実の取り調べ方法など、基本的なルールが定められていないため、裁判官によって審理の進め方に大きな差異が生じている。よって、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するために、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を行うことを求めるものであります。

意見書（案）と提出先は資料に添付してありますので、よろしくお願ひします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第5号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） おはようございます。

令和7年6月定例会において当教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関

係部分を含む議案 7 件、陳情 1 件であります。

これらの審査のため、教育民生常任委員会室において 6 月 12 日午後 1 時から会議を開いておりますので、その経過と結果について報告します。

出席委員は、7 名全員であります。参与には、畠澤教育長、小玉学校教育課長、工藤生涯学習課長、石井住民生活課長、館岡健康福祉課長、佐々木消防長をはじめ関係職員が出席し、書記には、生涯学習課 佐藤主任、住民生活課 畠山主査、健康福祉課 鈴木主事、消防本部 伊藤主査をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第 34 号、工事請負契約の締結について、令和 7 年度高機能消防指令センター情報系更新機能強化工事であります。

本案は、消防本部が運用する高機能消防指令センターの情報系部分の更新などを目的とする工事請負契約について、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、情報系機器の更新及び出動車両運用管理装置の設定であります。契約金額 9,866 万 5,600 円。契約相手方は株式会社ハムシステム庄内 秋田営業所 所長 鈴木由美子氏。工期は令和 8 年 2 月 20 日までとなっております。

委員から、9,800 万円という高額の工事契約だが、サーバーなどの全機器入れ替えが含まれる金額かと質疑があり、当局から、サーバー部分の機器入れ替えなどを含む内容であると答弁がありました。

また、新しい AVM システム導入によって町民や消防職員にどのような利点があるのかとの質疑に対し、119 番通報後、災害地点や適切なルートが車両に即時転送され、消防体制が一層迅速・安定化するとの答弁がありました。

さらに、この更新によって町民救急・火災到着時間も改善が見込めるのかとの質疑があり、当局からは、平均到着時間の更なる短縮も見込みると答弁がありました。

こうしたシステム更新は今後何年ごとに行われるのかとの質疑には、今回は導入から 10 年目、法定耐用年数やメーカーサポート終了などが理由との答弁がありました。

また、県全域のシステム統一化や広域化の方針はあるのかとの質疑に対し、当局は、県内 14 本部中 7 本部が同一メーカー。今後、令和 18 年度を目標に一本化を検討する県の計画があるとの答弁がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第 35 号、五城目町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、秋田県後期高齢者医療広域連合条例の一部改正に伴い、新型コロナウイルス

感染症に関する傷病手当金の支給規定が削除されたことを受け、当該部分を町条例から削除するものです。

委員から、今回の条例改正内容は、新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金支給規定の削除のみかとの質疑があり、当局から、県の条例改正に準拠し、該当条項を削除するのみと答弁がありました。

ほかには特に委員の質疑もなく、本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めることについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第10号）関係部分についてあります。

本案は、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第10号）について、町長専決処分の承認を求められたものであります。

主な内容は、岩手県大船渡市への緊急消防援助隊派遣に伴う職員旅費・個人装備品などの補正、特殊勤務手当の補正並びに屋内温水プール給水配管漏水への修繕工事費補正です。

委員から、屋内温水プール給水配管漏水対応工事の応急対応後も追加の工事は必要かとの質疑があり、当局から、新たなルートに給水管を敷設し応急対応は完了したが、旧設備は調査困難だったとの答弁がありました。

また、プール改築時に配管・ボイラー設備などはどうなっていたのかとの質疑に対し、外側・機械設備は手を加えず、フロア部分のみの改築だったとの答弁がありました。

また、プールの築年数は現在何年かとの質疑には、昭和52年から54年築で、46年程度と答弁がありました。

さらに、消防援助隊派遣経費について、マスクなど備品購入の立て替え対応が続くのは好ましくないのでと質疑があり、当局は、今回は現場からのLINEにより必要備品を購入して行った。今後、大船渡市での森林火災における消防検証結果を踏まえ、必要な装備・経費の整理を進めると答弁がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第41号、専決処分（第5号）の承認についてあります。

令和6年度五城目町一般会計補正予算（第11号）。

本案は、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第11号）について、町長専決処分の承認を求められたものであります。

主な内容は、人事院勧告による施設型給付費負担金（児童保育給付費）の増額補正な

どです。

委員から、保育給付費負担金増額により、こども園職員の給与水準や離職率は改善したのかとの質疑があり、当局から、現状、離職者は出ておらず、給与水準も改善していると認識していると答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、本案は全会一致で可決すべきものと決しております。あ、すいません、承認しております。承認しております。

続いて、報告第1号、令和6年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本案は、令和6年度五城目町一般会計予算を令和7年度へ繰り越して執行するため、関係法令に基づき繰越額などを議会に報告するものです。

主な内容は、防災計画改定業務委託料、防災備品購入費、出産子育て応援交付金事業のシステム改修費、屋内温水プール配管改修費等の繰越です。

委員から、防災計画改定や避難所備品整備の繰越額・理由はと質疑があり、当局から、関係機関照会に時間を要し、契約期間を令和7年5月末に延長したため、防災備品も国補正対応で8月末まで繰り越したとの答弁がありました。

また、出産子育て応援交付金事業やプール工事の繰越理由はとの質疑に対して、システム改修などの事業期間延長や配管工事の年度またぎ執行が理由との答弁がなされました。

ほかには特に質疑もなく、本件は報告済みと決しております。

続いて、議案第42号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

主な内容は、予防接種事故処理費補助金、地域図書室図書購入費、空き家対策事業債の増額、子育て世帯物価高騰対策給付金、防災情報発信システム機能拡張、五城目高校教育振興会補助金増額、各種施設修繕・備品購入などの補正であります。

委員から、五城目第一中学校部活動の過年度指導謝礼金39万円について、どのような内容・単価設定か。また、部活動の地域移行の現状や近隣自治体との比較はどうなっているのかとの質疑があり、当局から、過年度指導謝礼金は1人月2,000円掛ける12か月で2万4,000円、指導者17名分。単価は八郎潟町の先行事例に合わせ、4町村間で足並みを揃えて設定した。今後も近隣や他自治体の状況を確認しながら見直していくと答弁がありました。

また委員から、都市部や他地域では部活動地域移行後の単価が月3万円程度など高額の事例などもあるが、五城目町での単価設定根拠や、スポーツ以外（英語やプログラミングなど）分野拡大の可能性はとの質疑があり、当局からは、現在は地域スポーツを中心にボランティア的協力を前提として月2,000円を支給している。今後の動向や県内外事例を注視しつつ検討すると答弁がありました。

また委員から、危険空き家指定件数、解体実績、補助額の妥当性や今後の方針についても質疑があり、当局は、町全体で危険空き家は7件指定。令和6年度は生活保護世帯等に対応し、緊急安全代行措置として通学路沿い2件を最低限解体している。補助金は15万円で、県内でこの金額を出しているのは3町村程度。他市町村の30万円から50万円補助は危険空き家に限定されている場合が多い。今後、解体実績や未解体件数に応じて補助額の見直しも考慮すると答弁がありました。

さらに委員から、空き家総数の推移や補助による解体進捗、更地転換の割合、所有者の事情・地域性の傾向などはどうかとの質疑があり、当局は、昨年度調査では空き家総数774件。年間10件前後、解体補助の実績がある。しかし、当町中心部だけで333件の空き家があるなど、地域ごとの偏在も大きい。所有者の経済状況が最大要因であり、今後も地域性を踏まえて方針を検討するとの答弁がありました。

また委員から、物価高騰対策としての子育て世帯への給付金の対象範囲や内容について質疑があり、当局から、国の地方創生交付金を活用し、18歳までの子ども1人につき2万円を給付。事務経費も計上済みとの答弁がありました。

五城目高校教育振興会補助金100万円の増額目的や具体的用途、町としての意図についての質疑では、当局が、町長施策として従来20万円から100万円へ増額した。振興会が使途を決めるが、町のイニシアティブ強化と、部会設置やAIUとの連携、新たな可能性検討などのきっかけの資金とすると答弁がありました。

委員から、補助金で町が主導権を持って新しい連携・事業推進に使うことを期待するとの意見もありました。

防災情報発信システム機能拡張の具体的な内容について委員が質疑し、当局は、現状、防災行政無線、エリアメール、登録制メール、アプリ、ホームページ、SNSなどで情報発信をしている。今回の予算ではバイザー社の「スグメールプラス」の機能拡張で、4キャリアへの一括配信に加え、新たにホームページ・LINEへの一括配信を可能とするための導入費・ランニングコストを計上したと詳細の答弁ありました。

委員から、ストックヤードの給水設備修繕料の内容についても質疑があり、当局は、小倉のストックヤードでは沢水を利用しているが、沢水の取水部で目詰まり、配管も腐食しており、これらの調査・修繕にかかる費用であると答弁がありました。

また、雀館運動公園の管理費でグラウンド整備や備品購入費について質疑があり、当局からは、内野部分の土入替整備作業と、落ち葉集塵用ハンディプロアの購入費であるとの答弁がありました。

消防関連経費の内容についても質疑があり、気象観測機器のうち検定有効期限を迎えるものの更新、消防庁舎設置の消火器19本の更新、基地局の落雷被害の修繕、職員・団員の防災フェスタ参加旅費など答弁がありました。

トレーニング室マシーン修繕の利用状況や、修繕が見込まれてましたが、その利用状況や、今後のPR施策についても質疑があり、当局からは、トレーニング室マシーンは夜間利用が1日3人から5人、日中が2人から3人。今後、高校などへ積極的にPRし活用促進を図ると答弁がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第43号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求められたものであります。

主な内容は、保険者ネットワーク専用端末の更新に関する業務委託料や、オンライン資格確認運営負担金などに関する補正です。

委員から、今回の補正予算の内容と目的について質疑があり、当局から、一般会計からの繰入金127万5,000円増額、主に保険者ネットワーク専用端末の更新や業務委託費、オンライン資格確認運営負担金の増額が目的であるとの答弁がありました。

ほかに特段の質疑はなく、本案は全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて陳情に入ります。

当委員会に付託された陳情は1件であります。

陳情第4号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを図るための、2026年政府予算に係る意見書採択の陳情についてであります。

本件は、2026年度政府予算編成において、教職員定数改善や義務教育費国庫負担

割合の引き上げなどを求める意見書採択を要望するものであります。

趣旨は、学校現場の課題解決と子どものゆたかな学びの保障のため、国による人的・財政的支援の拡充を求めるものであります。

委員から、35人学級が本当に妥当か、より少人数にすべきではないかとの質疑があり、当局から、現在は35人学級だが、現場の声や世界的流れから20人前後が理想と考えると答弁がありました。

また委員から、特別な配慮を要する児童が増える中で、1人の教員が担当できる生徒数には限界があり、少人数学級の推進が必要と考えるかどうかと質疑があり、当局からは、経験上18人から22人程度が最も望ましい。今後も要望を継続すると答弁がありました。

その他、教職員の長時間労働・人員不足、働き方改革の必要性についても議論がなされ、教育長から、町・県・全国の会議体を通じて教職員定数改善や待遇改善を要望しているとの発言もありました。

陳情受理番号第4号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で、令和7年6月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 8番松浦委員長に申し上げますが、先ほど議案第41号については、「可決すべきもの」を「承認すべきもの」と訂正をされましたけれども、議案第40号ですが、「可決すべきもの」というふうに報告をしています。「承認すべきもの」と訂正すべきと思いますが、よろしいですか。

○教育民生常任委員長（松浦真君） はい。

○議長（石川交三君） はい、訂正いたします。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する・・・14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 大変丁寧な審査、誠にご苦労様でございました。二、三点伺いたいと思います。

最初の34号でございますが、これは議案上程の際にも話題になりましたけれども、非常にこの業者、実績がすこぶるいいことでございました、14本部のうち7本部ほどカバーしているということでございました。それと、平成18年、あ、令和18年度には、

もしかしたら一括なるような話もされておりましたが、今回議案上程の際にも若干問題というか提案、お話ございましたが、この落札価格、契約価格と予定価格について、これ開示っていうのはなかったような感じがいたしました、あの時点では。それらについて、やはり今後、まあ今後の契約もしあつたとすれば10年後以降になるんすけれども、これらについて何か委員会の中では指摘がなかつたのかどうか。まあ機能が向上するわけでございますから、すこぶる防災については非常に助かってくるわけでございますが、ぜひそこまで行く前の段階で、契約の段階等について何かあつたらひとつお願ひしたいと思います。

もう一つは、町長行政報告の中でも申し上げておりましたが、防災監についての町長の報告がございました。最近、フェイクニュースでございますが、だと思いますが、この7月5日に日本が大変な状況に、大地震が来る、大津波が来るというふうに散々言われておりまして、香港からは減便になつたり、インバウンドは減つたり、大変な状況になつておりますが、この防災監の1名の指名について、何らか五城目町に関係あるような話題があつたかどうかを伺つておきたいと、こういうように、もしあつたらお願ひしたいと思います。

それともう一つは、これも消防になるわけすけれども、非常に今回、三陸の大船渡で大変な消防の方々がご苦労をかけたなど、こういうように思つております。これは予算上は問題ないんですけども、その際、今後の町として、号外的な、号外的な、消防の方々が現場で活動する写真といいますか、それらをやっぱり町民に知らしめて、頑張つてゐんだなというふうな状況をつくつたらいいんでないかなと思います。それらの報告はなかつたので、もしかしたらその委員会の中での審査はなかつたと思いますが、まあ提案しておきたいなど、こういうように思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 14番館岡議員に報告いたします。

まず1つ目の議案第34号に関してですが、今回導入されました機器に関しては、専門性が高いものでしたので、その際、予定価格と実際の価格については、97、8、ちょっとすいません、正しいパーセンテージ、今手元にないんですが、予定価格とかなり近い数字になつてしまつてゐるということは説明がありました。

2つ目の防災監の件については、防災監の方と所管事項の際に、今後起き得る災害はどのようなものが想定されるのかということをお伺いした際にですね、私たちは水害に

どうしても目を向けていますが、その防災監の方からは、地震も考えられ得るという話がありました。ちょうど1200年前に、北口断層という断層がこの五城目に通っているんですが、そこが1200年前に地震が大きくあり、その後800年から1000年周期で地震が起き得るとなると、まあ可能性が高いとはまだ言い切れないんですが、地震が起きることは想定しながらも普段から準備をしておくべきだという話を防災監が指摘をされておりました。

最後の3つ目に関してであります。森林火災については、その備品などの用意については、今回の検証報告を行い、庁舎内で検証報告を行い、準備をするという話がありましたが、それを町民に写真で伝えるべきなどという議論は当委員会ではされておりません。

以上でございます。

○議長（石川交三君）ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君）委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第40号関係部分、議案第41号関係部分、報告第1号関係部分、議案第42号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）異議ないものと認めます。よって、議案第34号、議案第35号、議案第43号は原案を可決、陳情第4号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第6号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君）異議ないものと認めます。

委員会提出議案第6号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君）委員会提出議案第6号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書について、提案理由を申し上げます。

提案理由、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠であります。秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、独自の少人数学級を実施しているが、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、義務教育費国庫負担割合の引き上げを強く求めるものであります。

意見書（案）と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第6号は可決と決します。

次に、議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案承認です。議案第40号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第40号、専決処分（第2号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第10号）は、原案承認と決します。

次に、議案第41号、専決処分（第5号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案承認です。議案第41号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第41号、専決処分（第5号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第11号）は、原案承認と決します。

次に、報告第1号、令和6年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

各委員長の報告は報告済みです。報告第1号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、報告第1号、令和6年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書については、報告済みと決します。

次に、議案第42号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第42号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第42号、令和7年度五城目町一般会計補正予算（第1号）は、原案可決と決します。

次に、議案第45号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについてを議題といたします。

3案ございますが、いずれもタブレットに掲載してございます。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 議案第45号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町固定資産評価審査委員会委員の八木下真全氏の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

八木下氏は、令和元年7月より同委員に就任しており、同氏のこれまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われますので、何卒ご可決賜りますようお願いいたします。

なお、経歴につきましては、皆様方のお手元に添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第45号については同意することに決定いたします。

次に、議案第46号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 議案第46号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町固定資産評価審査委員会委員の渡部光人氏の任期が令和7年6月30日をもって満了するため、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

渡部氏は、令和4年7月より同委員に就任しており、同氏のこれまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われますので、何卒ご可決賜りますようお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第46号については同意することに決定いたします。

次に、議案第47号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 議案第47号、五城目町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求ることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、五城目町固定資産評価審査委員会委員の1名が任期である令和7年6月30日をもって退任するため、新たに伊藤聰氏を固定資産評価審査委員会委員に選任したく、

地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

伊藤氏のこれまでの経歴、お人柄などから真に適任と思われますので、何卒ご可決賜りますようお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第47号については同意することに決定いたします。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了をいたしました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 2 回五城目町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前 11 時 19 分 閉会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長

副 議 長

議 員

議 員